

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015函第5号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成26年11月18日 06時00分ごろ
発生場所	北海道枝幸町枝幸港南東方沖 北見枝幸港島防波堤灯台から真方位104° 1,600m付近 (概位 北緯44° 55.59′ 東経142° 37.21′)
事故等調査の経過	平成27年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三十六上星丸、19トン 282-15816三重、三和建工株式会社 B 起重機船 飛龍、約1,895トン なし、三和建工株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし 定置網 沖胴網、敷設用ロープ等に破断
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、船首部をB船の船尾凹部にかん合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、B船に作業員3人を乗せ、枝幸港に向けて西北西進した。 A船押船列は、枝幸港南東方沖を航行中、船長が、B船上の作業員から横に網が見えるとの報告を受けたので、平成26年11月18日06時00分ごろ右舵一杯に続いて左舵一杯を取ったところ、衝撃等を感じなかったため網を回避したものと思い、航行を続けた。 船長は、枝幸港に入港後、漁業協同組合に呼ばれ、枝幸港南東方沖に設置された定置網に乗り入れて同網を損傷させたことを知った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：06時30分
その他の事項	船長は、何度か枝幸港沖を航行した経験があったが、同港に入港するのは初めてであった。 船長は、北海道沿岸に定置網が設置されていることを知っていたが、枝幸港へ入港するに当たり、事前に元請け会社に問い合わせたところ、情報がなかったため、枝幸港沖に定置網は設置されていないものと思っていた。

	<p>定置網には、沖側に5個の標識が設置され、最も北側の標識には点滅灯が取り付けられていたが、船長は、標識及び点滅灯に気付かなかった。</p> <p>本船は、漁具定置箇所一覧図を備えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船押船列は、枝幸港南東方沖を西北西進中、船長が、枝幸港沖に定置網はないものと思い、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、同港南東方沖に設置された定置網に向かう針路で航行していることに気付かず、定置網に進入して同網が損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船押船列が、枝幸港南東方沖を西北西進中、船長が、枝幸港沖に定置網はないものと思い、前方の見張りを適切に行っていなかったため、同港南東方沖に設置された定置網に向かう針路で航行していることに気付かず、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて入港する港については、事前に関係先から情報を入手するとともに、漁具定置箇所一覧図を入手し、定置網の設置箇所を確認しておくこと。